

青森市における
今後の障がい者に対する相談支援体制の
あり方に関する提言
(案)

青森市障がい者自立支援協議会

令和3年2月

1 はじめに

青森市の障がい者に対する相談支援については、相談支援事業所から「特定相談支援事業の基本相談支援と、青森市障害者相談支援事業との業務内容の違いが曖昧で、両者の線引きが難しい」「基本相談支援は必要なことであるが、どこまで対応すればいいのかわからない」などについての意見が寄せられているところ。

これらの意見・要望等を踏まえ、青森市では、当事者を含む多様な立場の委員が参画している本障がい者自立支援協議会において、青森市全体の相談支援体制のあり方についての検討を求め、令和元年11月13日の本障がい者自立支援協議会全体会において、協議の場として『相談支援部会』の設置が提案され、委員の了承を得て、同部会が設置された。

以後、同部会において、「今後の障がい者に対する相談支援体制のあり方」について下記のとおり全6回部会を開催してきた。本提言はこれら検討を踏まえ、青森市の障がい者に対する相談支援の更なる改善に資するために提言するものである。

【相談支援部会委員】

青森市障がい者自立支援協議会 相談支援部会委員名簿

No	氏名	所属・役職等
○ 1	石田 賢哉	公立大学法人青森県立保健大学 健康科学部社会福祉学科 教授
2	西村 綾子	医療法人三良会 指定相談支援事業所青森中央 管理者・相談支援専門員
3	佐藤 廣則	特定非営利活動法人あおもり24 理事長
4	中村 伸二	社会福祉法人清養会 障がい者支援施設幸養苑 苑長
5	津川 貴史	青森県立つくしが丘病院 精神保健福祉士
6	村岡 真由美	一般社団法人慈恵会 青森市地域包括支援センターのぎわ 所長
7	谷川 幸子	青森県重症心身障害児(者)を守る会 会長
8	長谷川 さとみ	青森県社会福祉士会会員

○は部会リーダー

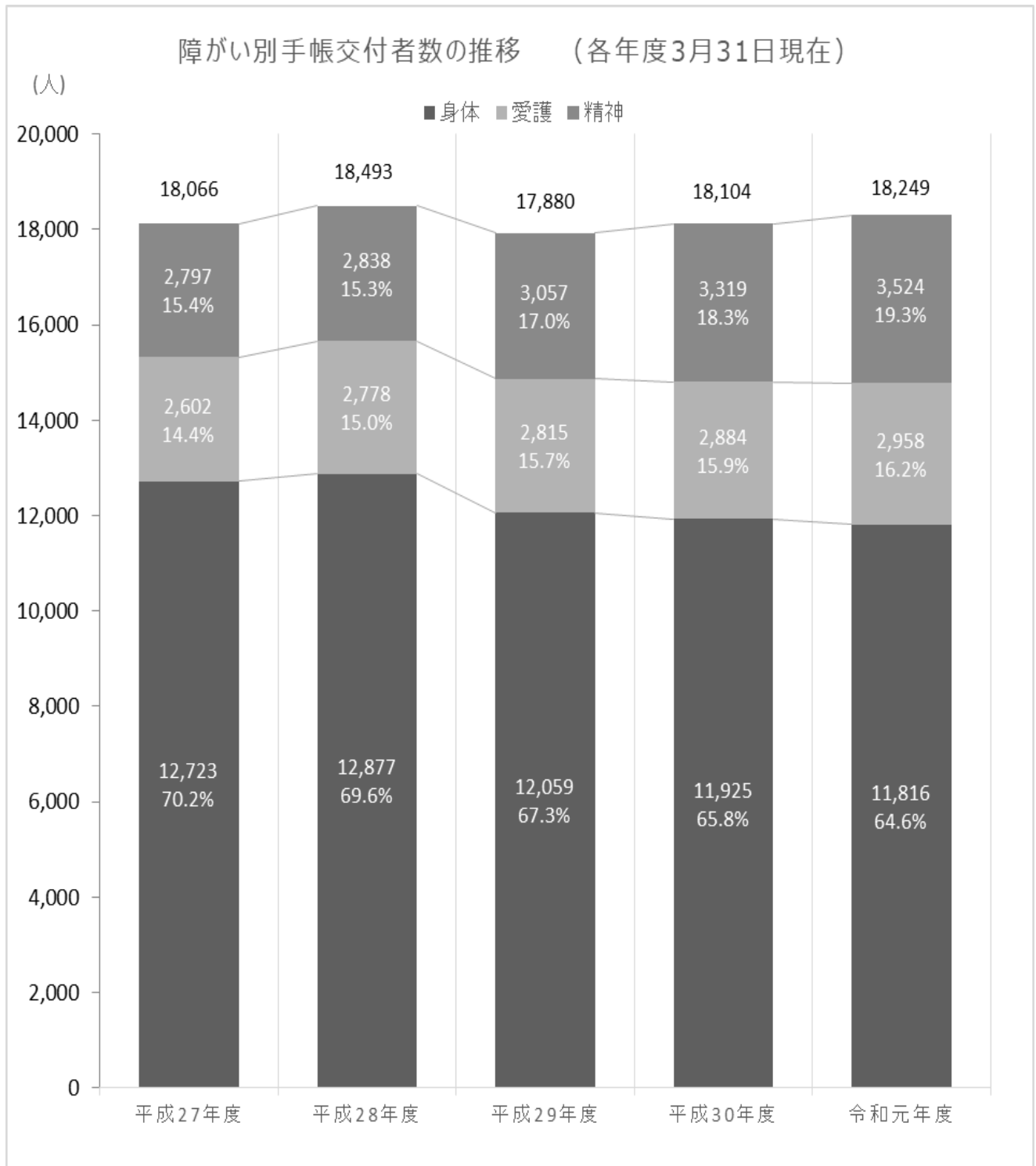
【相談支援部会開催状況】

第1回	令和2年1月22日(水)	第4回	令和2年9月24日(木)
第2回	令和2年7月3日(金)	第5回	令和2年10月23日(金)
第3回	令和2年8月11日(火)	第6回	令和3年1月20日(水) (書面決議)

2 青森市の現状

○障がい者手帳交付者数の推移

令和元年度の手帳交付者数は、平成27年度と比較し、183人、1.0%増加している。身体障害者手帳は横ばい、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳はともに手帳交付者数が年々増加傾向にある。



身体障害者手帳 障がい別取得者数 (令和2年3月31日現在)

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体	内部
障がい別	713人	990人	100人	5,513人	4,500人

重度心身障がい児(者)数 (令和2年8月1日現在)

	重度心身障がい	肢体不自由			脳原性運動機能障がい
		下肢1級	体幹1級	下肢1級・体幹1級	移動機能障がい1級
18歳未満	25人	5人	1人	8人	11人
18歳以上	98人	44人	10人	24人	20人
合計	123人	49人	11人	32人	31人

○障害福祉サービス利用者数及び障害児通所支援利用者数の推移

障害福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、令和元年度は平成27年度と比較して、478人、15.0%増加している。

障害児通所支援の利用者数は年々増加傾向にあり、令和元年度は平成27年度と比較し、344人、76.3%増加している。

障害福祉サービス利用者数及び障害児通所支援利用者数の推移 (各年度3月31日現在)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害福祉サービス利用者	在宅者 (訪問系サービス・日中活動系サービス利用者)	2,531人	2,620人	2,797人	2,852人	2,983人
		79.2%	79.8%	80.7%	80.8%	81.2%
	共同生活援助利用者	203人	203人	211人	230人	238人
		6.4%	6.2%	6.1%	6.5%	6.5%
	施設入所者	461人	461人	459人	449人	452人
14.4%		14.0%	13.2%	12.7%	12.3%	
小計		3,195人	3,284人	3,467人	3,531人	3,673人
障害児通所支援利用者		451人	536人	630人	720人	795人
合計		3,646人	3,820人	4,097人	4,251人	4,468人

○青森市の相談支援体制

【青森市障がい福祉担当課による相談支援の体制】

障がい福祉担当課においては、平成16年度から福祉専門職（精神保健福祉士）2名を配置している。現在、障がい福祉担当課に6名の福祉専門職（社会福祉士、精神保健福祉士）が配置されており、成年後見制度利用支援事業、障害者虐待防止対策支援事業、その他窓口対応や各関係機関からのさまざまな相談に応じている。

また、相談支援事業所を対象に相談支援事業所連絡会議や事例検討会を市が主催し、市内で活動する相談支援専門員等の資質向上や、相談支援事業所間の連携強化の取組を行っている。さらには、地域移行支援の促進を目的に、精神科病院や保健所、相談支援事業所を対象とした地域相談支援連絡会を実施しているところ。

上記に加えて、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定を受けて、障がい福祉担当課において、計画相談支援利用者のモニタリング結果を抽出し、事例検討等によるモニタリング内容の検証を行い、内容に応じて事業所に助言しているところ。

【障害者相談支援事業の実施状況】

青森市では、平成18年度から障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）に規定される地域生活支援事業による「障害者相談支援事業」を実施し、市内5ヵ所の事業所に事業を委託している。委託した事業所（以下「委託相談支援事業所」という）は各事業所が担当する地区において、関係機関と連携を図りながら、障がいのある方等のさまざまな相談に応じてきた。

障害者相談支援事業の相談者数及び相談件数の推移（各年度3月31日現在）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用者数	1,191人	1,266人	1,330人	1,248人	1,137人
延べ相談件数	17,516件	19,060件	20,903件	20,816件	19,649件

【市内事業者による相談支援の実施体制】

平成24年4月の障害者自立支援法の改正により、計画相談支援及び地域相談支援等が創設され、令和2年12月1日時点で、計画相談支援等を実施する事業所（以下「特定相談支援事業所」と記載）は34の事業所が指定を受け、事業を行っている。

指定特定相談支援事業所数の推移（各年度4月1日現在）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定特定相談支援事業所	26事業所	26事業所	26事業所	29事業所	31事業所

○市町村の相談支援体制に係る国の考え方の状況

障害者総合支援法において市町村障害福祉計画は、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という）に即して定めるものとされている。

令和2年5月に示された国の基本指針においては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする市町村障害福祉計画の成果目標における新規項目として、「相談支援体制の充実・強化等」を掲げている。

令和3年2月現在、市において、「国の基本指針」に即して、第6期青森市障がい福祉計画の策定が進められている状況である。

※「国の基本指針」（関係部分抜粋）

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

六 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和五年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は第一の一の4（1）に掲げる事業がその機能を担うことを検討する。

3 アンケート調査の実施・結果

相談支援部会において検討を進めるにあたり、実際に相談支援に従事している相談支援事業所に
対し、「障がいを抱える方の相談支援体制のあり方に関するアンケート調査」を実施した。

調査の概要は、以下のとおりである。

【アンケート調査の概要】

1 調査名

障がいを抱える方の相談支援体制のあり方に関するアンケート調査

2 調査の目的

「今後の相談支援体制のあり方」の議論における参考資料とすべく、相談支援事業所の活
動実態や、現行の相談支援体制における現状・課題、今後の相談支援体制におけるニーズ
等を把握するために実施

3 調査対象者

令和2年1月末日時点で特定相談支援事業所として指定を受けている31事業所

内訳：委託相談支援事業所 5事業所

特定相談支援事業所 26事業所

4 調査期間

令和2年2月4日（火）から2月14日（金）まで

5 調査方法

アンケート用紙を各事業所にメール添付にて配付・回収

記名方式

【主なアンケート結果とそれから導かれる課題】

○相談支援事業所間の連携に関するもの

- ・特定相談支援事業所の約7割において、委託相談支援事業所と連携し取組んだ実績がない。
- ・困難事例などのケースにおいて、事業所間で協力・連携できるような仕組みにしてほしい。
- ・新規相談を断らずに受けているが、どんどん件数が増える一方で、一つ一つのケースに丁寧にかかわりたいと思ってもできないことがある。他の相談支援事業所と連携し、気軽に相談できる環境があればいい。
- ・各相談支援事業所における新規の計画相談支援ケースの受入可能状況を集約・把握できる機能があるとよい。

⇒相談支援事業所でケースや課題を抱え込んでしまう可能性がある。

⇒計画相談支援を求める当事者のサービス等利用計画の作成が遅れ、必要時に支援を受
けられない可能性が生じる。

課題 I -① 相談支援事業所間の連携について

○障害者相談支援事業及び委託相談支援事業所について

- ・障害者相談支援事業として掲げられている業務内容はわかるが、それがどう取り組まれているか把握できていない。
- ・委託相談支援事業所の人員配置（専従1名）が徹底されていない。
- ・相談支援体制の質を向上するための委託相談支援事業所の関与が不足している。
⇒委託相談支援事業所の本来の機能が発揮できない可能性が生じる。
⇒相談支援の質の底上げが図られない可能性が生じる。

課題Ⅰ-② 委託相談支援事業所の業務内容の周知や 相談支援体制強化への関与について

○基幹相談支援センターについて

- ・総合相談、専門的相談、権利擁護・虐待防止等、基幹相談支援センターが担う機能のすべてで更なる強化が必要。
- ・総合的な相談、相談支援事業所への調整機能が必要。
- ・青森市障がい者虐待防止センターのように青森市基幹相談支援センターを掲げてほしい。
- ・断らない相談支援の実現に向けて、委託相談支援事業所の負担が大きい。
⇒多種多様なニーズや複雑化する課題に対応していくための機能強化を図ることで、市全体の相談支援体制の強化につながる。

課題Ⅱ 基幹相談支援センター機能の充実を含めた 相談支援体制の強化について

○基本相談支援に関するもの

- ・相談支援の内容に明確な線引きがないため、多種多様な相談に対応しなければならない状況がある。
- ・基本相談対応が多く、新規（計画相談支援）の対応が遅くなってしまう。
- ・サービスにつながらない方への対応が長引くと無収入のままの活動がつづく。
⇒基本相談支援での対応が増えることで新規の計画相談支援の受入が困難になる可能性が生じる。
⇒特定相談支援事業所の収入基盤が弱い。

課題Ⅲ 長期にわたる基本相談支援の取扱いについて

<用語解説> 基幹相談支援センター

平成24年4月の障害者自立支援法の改正により創設され、地域の相談支援の拠点として総合相談・専門相談（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び権利擁護・虐待防止（成年後見制度利用支援事業等）、その他、地域の実情に応じた業務等を行うもの。

[役割]

- ・総合的、専門的な相談支援の実施
- ・地域の相談支援体制の強化の取組
- ・地域移行、地域定着の促進の取組
- ・権利擁護、虐待の防止

[全国の設置状況等]

全国1,741市町村中、687市町村で設置済（平成31年4月現在）

4 課題解消に向けた対策の提言

○青森市に暮らす障がいのある方の地域生活支援の充実のため、相談支援体制の充実・強化を図るよう、以下の提言を行う。

I 相談支援事業所間の連携強化 → 【課題Ⅰ－①・課題Ⅰ－②】に対応

①委託相談支援事業所を中心とした圏域化の取組

1) 委託相談支援事業所5ヵ所を中心とした圏域形成

- ・圏域内での勉強会やケース検討の実施
- ・圏域内でのケース受入体制の共有

⇒顔の見える関係性の構築により、連携体制の強化並びに相談支援専門員の資質の向上が図られる。

⇒計画相談支援を求める当事者に対して、必要時に支援を提供できる体制が構築される。

2) 委託相談支援事業所による特定相談支援事業所への支援

- ・困難ケース等への助言、同行訪問等の後方支援の実施

⇒特定相談支援事業所が抱える複雑困難なケースに対して、委託相談支援事業所が後方支援を行うことで、複雑困難な課題を抱える方に対して地域で連携して支援する体制が構築される。

②相談支援事業所間の役割の共有

1) 委託相談支援事業所の実働報告の場の設定

- ・相談支援事業所連絡会議において、委託相談支援事業所の前年度の実働報告の機会を設定し、委託相談支援事業所の役割を相談支援事業所間で周知する機会を設ける。

⇒特定相談支援事業所が委託相談支援事業所の活動内容や役割を理解した上で連携する体制が構築される。

2) 委託相談支援事業所と特定相談支援事業所の役割の相互理解

- ・圏域化に伴い取り組む勉強会やケース検討等をとおして、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所が役割を相互に理解する機会とする。

⇒圏域毎の顔の見える関係性の中で、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所の相互の役割の周知が図られる。

Ⅲ 委託相談支援事業所及び特定相談支援事業所の機能強化 → 【課題Ⅲ】に対応

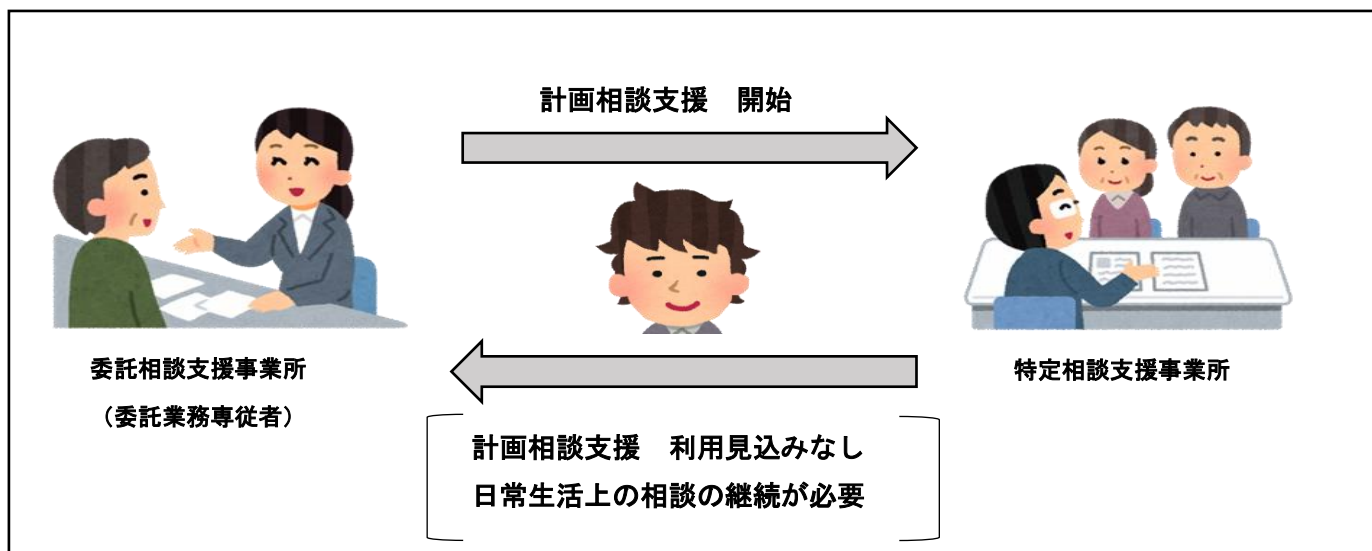
①委託相談支援事業所・特定相談支援事業所間のケース引継ぎの体制確保

1) 委託相談支援事業所から特定相談支援事業所への計画相談支援のケース引継ぎ

- ・委託相談支援事業所が相談対応を継続し、計画相談支援につながったケースについて、委託相談支援事業所の状況に応じて、特定相談支援事業所に引継ぐルールを整備する。

⇒委託業務に専従する職員が委託業務に専念できる体制が整備される。

【計画相談支援の有無による相談支援事業所間の引継ぎのイメージ図】



2) 長期にわたる基本相談支援の特定相談支援事業所から委託相談支援事業所へのケース引継ぎ

- ・計画相談支援につながらない長期に渡る基本相談支援のケースにおいて、引継ぐルールを整備する。

⇒特定相談支援事業所が新規の計画相談支援を利用する当事者にスムーズに計画相談支援に着手できる体制が整備される。

【長期にわたる基本相談支援の引継ぎのイメージ図】

